

池田市小規模事業者支援給付金 よくあるお問い合わせ Q & A

■ 池田市小規模事業者支援給付金を申請する

	質問内容	回答内容	更新日
1	新規で申請する場合の対象要件を教えてください。	<p>令和3年8月31日以前に開業し、営業実態のある本市内の事業者で、次の3つの要件を満たす法人・個人事業主です。</p> <p>1. 法人にあつては、登記上の本店が池田市内にあること、個人事業主にあつては、事業所が池田市内にあること。</p> <p>2. 協同組合、一般社団法人、公益社団法人、財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、任意団体、政治団体でないこと。また、国又は地方公共団体が出資する法人でないこと。</p> <p>3. 従業員数が5人以下であること。</p>	
2	売上の減少要件は必要ですか？	売上の減少要件はありません。	
3	まだ店舗を開店して少ししか経っていないのですが、支援給付金の対象になりますか？	令和3年8月31日以前に開業し、営業実態のある本市内の事業者が対象です。	
4	令和3年8月31日以前の開業が要件になっていますが、令和3年8月31日の開業でも支援給付金の対象になりますか？	対象になります。ただし、開業するに当たり、許可が必要な事業であれば令和3年8月31日以前の許可日で許可を得ている必要がありますのでご注意ください。（飲食店であれば飲食店又は喫茶店営業許可）	
5	新規申請者への支援金の支給額はいくらですか？	法人・個人事業主ともに5万円です。	
6	前回（去年）、申請期限に間に合わなかったのですが、今回新規申請できますか？	新規申請事業者として5万円の支援給付金の申請が可能です。（但し、再支給分の5万円は受給ができません。）	

7	申請はどのようにすれば良いですか？	<p>令和3年11月15日から令和4年1月31日までに、申請書類などの必要書類を揃えて、支援給付金事務局へレターパックに同封のうえ、郵送してください。なお、令和3年11月15日より前、又は令和4年1月31日より後の消印による郵送申請は申請期間外のため受け取ることができません。</p> <p>(必要書類)</p> <p>①「池田市小規模事業者支援金申請書」(様式1) ②「池田市小規模事業者支援金誓約書」(様式2) ③ 直近の確定申告書の写し ④ 振込口座通帳の写し ⑤ 本人確認書類(免許証の写しなど) ＝法人：代表者の本人確認書類、個人：事業主の本人確認書類</p> <p>上記の書類で池田市内の事業所所在地が確認できない場合は以下の書類が必要です。</p> <p>池田市内事業所の確認書類 ＝法人：商業登記簿謄本 個人：確定申告(住所のみの確定申告は池田市内の事業所の確認書類にはなりません。)、開業届、営業許可書、事務所の賃貸借契約書等</p> <p>(書類送付先)</p> <p>〒563-0025 池田市城南1-2-1 シークビル4階 B号室 池田市小規模事業者支援給付金事務局 宛</p>	
8	申請書類はどこで入手できますか？	<p>基本的には池田市のホームページからダウンロードし、印刷をしてください。インターネット環境がない・プリンターをお持ちでない方など、希望される方へは、市役所7階商工労働課の窓口や池田商工会議所でも配布いたしております。</p>	

9	申請書類の提出は郵送のみですか？	<p>コロナ禍において、窓口での受付を行いますと、密が発生する可能性があることから、郵送での提出をお願いいたします。</p> <p>なお、申請方法などご不明点などがございましたら、専用のコールセンター（TEL050-5306-2099）を設置しておりますのでお問い合わせください。</p>	
10	災害や入院等を理由に申請書類の提出が期間内に出来ない場合は？	<p>不可抗力の事象が発生し期限内の提出が困難な場合は、罹災証明書等、その事実を客観的に証明することができる書類をご提出いただくなど、個別に対応いたしますので、支援給付金事務局（TEL050-5306-2099）までご相談ください。</p>	
11	提出書類について 「直近の確定申告書の写し」とは、何年分の内容の申告書ですか？	<p>本支援給付金の対象要件に記載のとおり、確定申告書は「令和2年分」（令和3年に提出した令和2年分の内容申告のもの）のご提出をお願いします。</p>	
12	確定申告書はどのページが必要ですか？	<p>（法人） 池田市の本店所在地の記載と事業収入の記載のあるページ（法人確定申告書別表一（-））</p> <p>（個人事業主） 池田市の事業所所在地の記載と事業収入の記載のあるページ（確定申告書B第一表・第二表）</p> <p>※法人・個人事業主ともに、税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを提出してください。</p>	
13	事業収入がありませんが申請可能ですか？	<p>申請していただけません。</p> <p>事業収入のない方（給与収入のみ、雑収入のみ、不動産収入のみの方等）は本支援給付金の対象となりません。</p>	

14	販売員・営業員なので事業収入はありますが、事業所は構えていません。申請可能ですか？	申請していただけません。 申請内容に虚偽の疑いがある場合、必要に応じて、池田市は事業所の訪問や活動状況に関する聴取などを求めることがあります。	
15	確定申告書の記載内容のみでは事業所所在地や屋号等の確認ができません。	確定申告書と併せて、次のいずれかの書類を提出してください。 池田市の事業所所在地が記載されている開業届出書、開設届出書、営業許可証、営業免許証、池田商工会議所会員証明書、事務所の賃貸借契約書等	
16	確定申告を行っていますが、紛失してしまって提出できない場合は、どうすればよいでしょうか？	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し、撮影した写真を提出してください。	
17	個人事業主で令和3年中に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていないため、事業所得のわかる確定申告書の写しを提出できない場合はどのようにすればよいでしょうか？	個人事業主におかれましては、開業届の写しの提出をお願いします。法人におかれましては、法人設立設置届出書の写し又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写しの提出をお願いします。	
18	誓約書（様式2）には会社のゴム印を押印してもいいですか？	所在地、名称はゴム印でも構いません。 また個人事業主は認印を、法人は会社実印を押印してください。	
19	国の持続化給付金や府の大阪府営業時間短縮協力金など、池田市以外から各種給付金を受けているのですが、申請できますか？	申請可能です。	
20	豊中市民ですが、池田市内に店舗を有しており、事業を行っています。申請は可能ですか？	池田市内に主たる事業所を有する法人及び個人事業主が本支援給付金の支給対象者ですので、お住まいが池田市外であっても主たる事業所が本市に所在していれば申請いただけます。	

21	店舗を複数経営していますが、店舗数に応じて支援給付金は申請できますか？	個人事業主におかれましては、複数の事業を行っておられても申請は1回のみです。法人におかれましては、登記上の本店が池田市に複数ある場合、本店法人ごとの申請が可能です。	
22	申請書類に不足や記載漏れなどの不備があった場合は、どのように連絡がきますか？	池田市小規模事業者支援給付金事務局より「不備通知書」が申請者住所地宛てに郵送されますので、通知された内容に従い、書類をご返送ください。	
23	支給が決定されたら通知がきますか？	支給決定の通知は行いません。 審査の結果、支援給付金を支給する決定をした時は、申請書に記入いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。 また、審査の結果、本支援給付金を支給しない旨の決定をした時は、後日、支援給付金不支給決定通知書を発送します。	
24	書類送付先である事務局が近いため、直接持参したいのですがいいですか？	申請書類等の提出は郵送（レターパックライト）による受付いたします。 レターパックライトで郵送いただくことで、郵便物の追跡が出来るため、書類の行方がわからなくなるといったことを防ぎます。 また、コロナ禍で事務局に多くの方が来訪されると密が発生する可能性があるため、直接の持参はご遠慮ください。	
25	昨年度に池田市小規模事業者支援給付金を受給しましたが、今回も申請可能でしょうか。	申請可能です。	

■支援給付金について

	質問内容	回答内容	更新日
1	池田市小規模事業者支援給付金は課税対象ですか？	税法上の事業所得に該当し、課税対象所得です。	